

令和7年度 加東市文化財保護審議会 次第

日時：令和8年3月8日（日）

13時30分～15時30分

場所：加東市滝野公民館 研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

(1) 令和7年度加東市文化財事業の報告について

- ・防火設備管理事業（朝光寺本堂、朝光寺鐘楼、住吉神社本殿、若宮八幡宮本殿）
- ・後継者育成事業（上鴨川住吉神社神事舞、秋津百石踊、朝光寺鬼追踊、柱祭）
- ・「見る・触れる」文化財教室 p3-4
- ・文化財出前講座（9月19日（金）三草藩武家屋敷旧尾崎家で小学4年生139人対応）
- ・社公民館周辺遺跡の出土遺物展 p5
- ・特別天然記念物コウノトリ対応（11月26日（水）対応、島根県雲南市生まれの個体）
- ・加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の運営状況 p6-9
- ・三草藩武家屋敷旧尾崎家アスベスト含有建材調査
- ・三草藩武家屋敷旧尾崎家自動火災報知設備更新工事

(2) 令和8年度加東市文化財事業について

- ・防火設備管理事業（朝光寺本堂、朝光寺鐘楼、住吉神社本殿、若宮八幡宮本殿）
- ・後継者育成事業（上鴨川住吉神社神事舞、秋津百石踊、朝光寺鬼追踊、柱祭）
- ・文化財修理事業（朝光寺本尊、秋津薬師堂、上鴨川住吉神社小宮） p10-13
- ・三草藩武家屋敷旧尾崎家修繕 p14
- ・加東市文化遺産地域活性化推進実行委員会事業（巨勢会、町組周旋の屋台部品修理）
- ・埋蔵文化財収蔵庫（旧福田幼稚園）の移動 p15

(3) その他

5 閉 会

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 市指定有形文化財(第3条—第22条)
- 第3章 市指定無形文化財(第23条—第28条)
- 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財(第29条—第35条)
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第36条—第46条)
- 第6章 市文化財保護審議会(第47条—第51条)
- 第7章 補則(第52条)

附則

第6章 市文化財保護審議会

(設置)

第47条 市教委に加東市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第48条 審議会は、市教委の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市教委に意見を申し出るものとする。

(組織等)

第49条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市教委が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に委員の互選による会長を置く。

5 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第51条 審議会の庶務は、市教委事務局において処理する。

加東市文化財保護審議会委員名簿

氏名	職名	備考
<small>カンザキ</small> 神崎 <small>ナガトミ</small> 壽福	会長	佐保神社宮司
<small>タキハラ</small> 瀧原 <small>ツトム</small> 務	委員	近世史
<small>コナイ</small> 湖内 <small>カトシ</small> 克利	委員	文化財保存修理 湖内表具店代表者
<small>ナカニシ</small> 中西 <small>マサカズ</small> 正和	委員	古代史
<small>コヤマ</small> 小山 <small>シンエイ</small> 真永	委員	宗教史 県立のじぎく特別支援学校
<small>モリシタ</small> 森下 <small>ダイスケ</small> 大輔	委員	考古学 加東市生涯学習課元副課長

加古川流域滝野歴史民俗資料館講座
令和7年度 文化財教室

第1回「見る・触れる」文化財教室

日 時：2025（令和7）年8月30日（土曜日）

場 所：滝野児童館（きらら）

※滝野児童館（きらら）とのタイアップ事業

テーマ：縄文風土器をつくろう

参加者：子ども12名、保護者4名



第2回「見る・触れる」文化財教室

日 時：2025（令和7）年10月11日（土曜日）

場 所：加東市立滝野中学校隣接地

テーマ：下滝野・奥瀬遺跡発掘調査現地説明会

参加者：180名



下滝野・奥瀬遺跡の主要な遺構

区画溝 (中世)



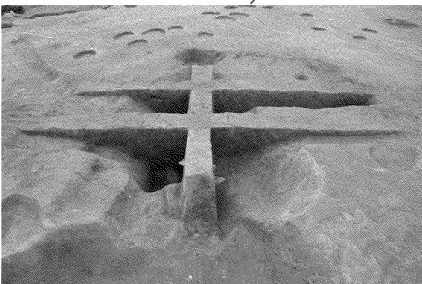
井戸 (中世)



ドングリ貯蔵穴 (縄文時代)



炉 (中世)



窯 (平安時代)



水田 (中世)



社公民館周辺遺跡の出土遺物展



令和7年度から、社公民館1階にあるショーケースの1つをお借りして、社公民館の周辺にある木梨・西ノ原遺跡及び梶原・番丁田遺跡の出土遺物合計7点を常設展示しています。

なお、生涯学習課の所管施設では、他にも文化財関係の展示を行っている施設があり、地域交流センターではパネル展示「みんなで学ぼう！加東の歴史と文化遺産」を、明治館では赤穂藩浅野家に関する展示などを行っています。歴史民俗資料の展示場所の筆頭は加古川流域滝野歴史民俗資料館ですが、他の施設についても、施設の設置目的から逸脱しない範囲で、文化財の活用の可能性を検討します。

令和7年度 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館利用状況

月	開館日数	計									
		大人	小人	計	市内			市外			年間累計
					大人	小人	計	大人	小人	計	
4月	25	22	0	22	0	0	0	22	0	22	22
5月	23	21	1	22	2	0	2	19	1	20	44
6月	25	29	3	32	6	3	9	23	0	23	76
7月	26	78	7	85	14	6	20	64	1	65	161
8月	26	47	9	56	5	1	6	42	8	50	217
9月	23	36	0	36	1	0	1	35	0	35	253
10月	26	22	166	188	6	165	171	16	1	17	441
11月	23	26	6	32	14	6	20	12	0	12	473
12月	23	17	1	18	2	0	2	15	1	16	491
1月	23	7	0	7	0	0	0	7	0	7	498
2月	22	0	0	0			0			0	498
3月	25	0	0	0			0			0	498
計	290	305	193	498	50	181	231	255	12	267	498

加古川流域滝野歴史民俗資料館 <観覧者数 推移>

(人)

年 度	市 内			市 外			合 計		
	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計
平成26年度							250	168	418
平成27年度							463	138	601
平成28年度							522	264	786
平成29年度							273	309	582
平成30年度							603	379	982
令和元年度							705	226	931
令和2年度							266	140	406
令和3年度	52	80	132	299	30	329	351	110	461
令和4年度	74	33	107	331	34	365	405	67	472
令和5年度	26	29	55	193	16	209	219	45	264
令和6年度	48	12	60	256	31	287	304	43	347
令和7年度	50	181	231	255	12	267	305	193	498

※令和7年度は1月末時点

加古川流域滝野歴史民俗資料館 <来館者満足度 推移>

年 度	「満足・やや満足」した人の割合 (%)
令和3年度	91.5
令和4年度	84.6
令和5年度	78.6
令和6年度	93.3

令和7年度 加東市三草藩武家屋敷旧尾崎家利用状況

(単位：人)

月	開館日数	計									
		大人	小人	計	市内			市外			年間累計
					大人	小人	計	大人	小人	計	
4月	9	19	6	25	5	5	10	14	1	15	25
5月	11	15	1	16	6	0	6	9	1	10	41
6月	9	13	0	13	1	0	1	12	0	12	54
7月	9	13	4	17	3	2	5	10	2	12	71
8月	11	5	0	5	0	0	0	5	0	5	76
9月	10	7	0	7	4	0	4	3	0	3	83
10月	9	25	5	30	15	5	20	10	0	10	113
11月	12	38	3	41	11	0	11	27	3	30	154
12月	7	17	2	19	1	0	1	16	2	18	173
1月	9	17	0	17	4	0	4	13	0	13	190
2月	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190
3月	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190
計	116	169	21	190	50	12	62	119	9	128	190

三草藩武家屋敷跡旧尾崎家 <観覧者数 推移>

(人)

年 度	市 内			市 外			合 計		
	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計
平成26年度	101	32	133	174	33	207	275	65	340
平成27年度	104	50	154	279	34	313	383	84	467
平成28年度	74	44	118	281	15	296	355	59	414
平成29年度	57	39	96	199	17	216	256	56	312
平成30年度	70	20	90	188	23	211	258	43	301
令和元年度	94	12	106	264	27	291	358	39	397
令和2年度	29	15	44	67	9	76	96	24	120
令和3年度	22	4	26	171	14	185	193	18	211
令和4年度	42	17	59	254	26	280	296	43	339
令和5年度	54	19	73	172	7	179	226	26	252
令和6年度	76	22	98	128	11	139	204	33	237
令和7年度	50	12	62	119	9	128	169	21	190

令和7年度は1月末時点

三草藩武家屋敷跡旧尾崎家 <観覧者満足度 推移>

年 度	「満足・やや満足」した人の割合 (%)
令和3年度	—
令和4年度	100.0
令和5年度	98.0
令和6年度	100.0

西本尊【重要文化財】



東本尊【県指定文化財】



西本尊修理仕様

(本 躰)

- 1) 経年の塵埃を筆や刷毛を使用して払い、掃除する。著しい汚れは精製水等で掃除する。
- 2) 浮き上がる漆箔は合成樹脂などで剥落止めする。
- 3) 各所の脂のような赤いまだら汚れを精製水やアルコールなどを使用して出来るだけ除去する。
- 4) 見苦しい後補修理の樹脂や膠のはみ出し、木屎漆や古色を整理して、要すれば解体して組み直し尊容を整える。
- 5) 錆びて腐食した鉄釘・鉄鋸を抜いて離れる脇手を取り外し、可能であれば東本尊の脇手や別保存の部材を含めて検討整理し、組み付ける。
- 6) 脱落・欠失・亡失する脇手の手先・指先・持物は別保存されている部材で適合するものは復位し、部材の見つからないものは桧材漆箔仕上げで補足する。
- 7) 眉間の矧ぎ目の隙間に膠を差し入れて強化し、表面を木屎漆で補修する。水晶製の白毫を新補して取り付けする。
- 8) 背面裾裾左右の欠失箇所を桧材で補足し、割損部は膠や漆を差し入れて補修し、表面層を繕う。
- 9) 錆びて腐食する両足先を留める鉄釘を抜いて両足先を一旦取り外し、欠失する箇所を桧材で補足して膠と真鍮釘で組み付ける。

10) 膝前や脇側に垂下する天衣は矧ぎ目や取り付け箇所から一旦取り離し、形状を整えて繋ぎ取り付ける。

11) 足柄を修整して、像の安定をはかる。

(光背)

1) 二重円相部・光脚部の矧ぎ目を一旦解体し、柄部を補強して強固に組み付ける。

2) 周縁部左上の矧ぎ目周辺の剥落止めを行い、要すれば部材を一旦取り離して膠等で組み付け、漆箔の剥落箇所を繕う。

3) 光背柄受に巻かれた鉄帯の錆を取り除き、漆を塗り防錆処置する。

4) 懸金具を新補して厨子の後壁と光背を繋ぎ、安定をはかる。

(台座)

1) 経年の塵埃を筆や刷毛で払い、要すれば精製水等を使用して掃除する。付着する蠟燭の蠟や汚れは除去する。

2) 漆箔の浮き上がりを合成樹脂等で剥落止めし、剥落箇所の漆箔を繕う。

3) 蓮肉天板の著しい濡れ染みは精製水などで出来るだけ除去し、要すれば補彩して整える。

4) 受座は一旦解体して組み直す。脱落し別保管されている内部の補強材を復位し、補足して構造を強化し、蓮肉の安定をはかる。

5) 厨子内での像の高さを検討協議し、要すれば角材の代わりに安定台を新補して像の安定をはかる。

以上の修理箇所はすべて古色仕上げとし、修理記銘の銅札を台座裏面に取り付ける。

東本尊修理仕様

(本 軀)

1) 経年の塵埃は筆・刷毛で払い、汚損は精製水・アルコール水等で除去する。古色の変色・剥落箇所は修整して補彩する。

2) 各所にみられる虫蝕・朽損部は合成樹脂を含浸して強化し、損傷移行のおそれのある欠損部は桧材・木屎漆・ブチラール樹脂と砥の粉を混合したもの等で補修する。

3) 各矧ぎ目を一旦すべて解体し、目違いや変色を修整して、形を整えて組み直す。

4) 脇手を一旦すべて取り離し、可能であれば西本尊の脇手や手先及び別保存の部材と共に調査検討して組み直す。不足する脇手を桧材古色仕上げで新補する。

5) 面相部の右目を通る亀裂の補修痕を修整し、古色修整する。

6) 各矧ぎ目に打たれる鉄釘や鉄錠を一旦抜いて防錆処置をし、朽損する木部を強化して打ち直す。朽損が著しく再使用に耐えない場合は、新しい真鍮釘や鉄錠と打ち替える。

7) 木部の朽損箇所を合成樹脂等で強化し、両足間の蓮肉(共彫り部)の亀裂箇所に麦漆等を差しいれて接着し、左足第五指の欠損を桧材や木屎漆で補足する。

8) 持物の脱落するものを復位し、欠失するものを桧材漆箔仕上げで補足する。

9) 銅製の頭部正面飾・簪・冠繪・胸飾の変形はできるだけ修整し、瓔珞を繋ぐ銅線が劣化する箇所は新たな銅線に取り替える。

10) 足下の共彫り蓮肉の浮き上がりは、蓮肉の彫り込み部を調査検討して修整し、像の安定をはかる。

(光背)

1) 光背全体を掃除して、アルコール水で黴を殺菌除去する。

2) 光背柄受に巻かれた鉄帯の錆を取り除き、漆を塗り防錆処置する。

(台座)

1) 経年の塵埃を筆や刷毛で払い、要すれば精製水等を使用して掃除する。付着する蠟燭の蠟や汚れは除去する。

2) 漆箔の浮き上がりを合成樹脂等で剥落止めし、剥落箇所の漆箔を繕う。

3) 蓮肉天板の著しい濡れ染みは精製水などで出来るだけ除去を試みる。

4) 受座は一旦解体して組み直す。脱落し別保管されている受座以下の内部の補強材を復位及び補足して構造を強化し、蓮肉の安定をはかる。

5) 厨子内での像の高さを検討協議し、要すれば角材の代わりに安定台を新補して像の安定をはかる。

以上の修理箇所はすべて古色仕上げとし、修理記銘の銅札を台座裏面に取り付ける。

秋津薬師堂【県指定文化財】



修理仕様（雨漏り対策）

- ・高耐候性テントシート（フッ素樹脂コート加工）施工



小宮（大歳大明神）修理仕様

- 1) 土台の腐食範囲を新調する。
- 2) 既存柱は全改修とせず、途中部分で根継ぎする（追掛け継ぎ）。
- 3) 桁下改修時に大床・壁板・内陣床等が破損した場合は部材を新調する。
- 4) 土台下部は御影石等を介することで、水切りを良好にし、腐食を防ぐ。
- 5) 建物全体に白蟻防除・防虫処理を行う。

三草藩武家屋敷旧尾崎家（表門横の土塀）【市施設・市指定文化財】



仕様：荒壁塗りをを行い、漆喰塗りで仕上げる。

三草藩武家屋敷旧尾崎家（通用口扉）【市施設・市指定文化財】



仕様：鏡板を張り替え、木材保護塗料を塗る。

施設区分：2 学校施設

6 旧社幼稚園

《担当部署： 教育委員会事務局
こども未来部 こども教育課》

方向性	取壊し	2019(令和1)年度から2024(令和6)年度まで、社アフタースクールとして利用後、取り壊す。
-----	------------	--

(事業費単位：百万円)

臨時的項目	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
取組項目		幼稚園型 認定こども 園へ移行			廃止・社アフ タースクールへ 用途変更	取壊しの 延期		トイレ改修 工事	アスペクト 調査等		廃止
事業費	-	-	-	-	-	-	-	0.8	1.4	-	-
財源								0.8	1.4		
一般											
国県補助											
起債											
その他											

経常的項目	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
取組項目	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)	経常的維持 管理(社アフ タースクール)
事業費	1.3	1.8	1.4	1.2	0.7	1.4	1.1	1.5	1.3	1.6	0.6
財源	1.3	1.8	1.4	1.0	0.5	1.3	1.0	1.4	1.2	1.5	0.6
一般											
国県補助											
起債				0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
その他											

設置年度	1985(S60)	耐用年数	31年	満了年	2016(H28)
計画期間以降の取組や特筆すべき事項等					
<ul style="list-style-type: none"> ・2016(平成28)年4月に現施設で幼稚園型認定こども園に移行済み。定員は3歳児20人、4歳児、5歳児を各30人。 ・2019(令和1)年度から設置した幼保連携型認定こども園「加東みらいこども園」に移行し、社地域小中一貫校開校までの間、社アフタースクールとして園舎を利用する。 ・取壊し後の用地は売却する。 					

11年間合計	臨時	経常	合計
事業費	2.2	13.9	16.1
財源			
一般	2.2	13.0	15.2
国県補助	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.9	0.9

施設区分：2 学校施設

7 旧福田幼稚園

《担当部署： 教育委員会事務局
こども未来部 こども教育課》

方向性	譲渡	廃止し、民間福祉事業者等へ譲渡するまで当面は、埋蔵文化財収蔵庫として使用する。
-----	-----------	---

(事業費単位：百万円)

臨時的項目	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
取組項目	トイレ洋式 化			コンクリート ブロック構造物 撤去等施設 修繕		収蔵庫に 転用					
事業費	0.9	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-
財源	0.9			0.2							
一般											
国県補助											
起債											
その他											

経常的項目	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
取組項目	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	経常的 維持管理	生涯学習課 へ所属替え	生涯学習課 へ所属替え	生涯学習課 へ所属替え	生涯学習課 へ所属替え	生涯学習課 へ所属替え
事業費	0.9	1.2	1.1	0.8	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財源	0.9	1.2	1.1	0.8	0.1	0.1					
一般											
国県補助											
起債											
その他											

設置年度	1992(H4)	耐用年数	31年	満了年	2023(R5)
計画期間以降の取組や特筆すべき事項等					
<ul style="list-style-type: none"> ・集団教育の観点から、園児数が1クラス10人を下回る状況が2年続いたため、2018(平成30)年度入学の園児から募集を停止。 ・2020(令和2)年度から当面は、旧滝野庁舎で保管していた埋蔵文化財収蔵品を保管する収蔵庫として使用する。 ・廃止後、民間福祉事業者等へ譲渡する。 					

11年間合計	臨時	経常	合計
事業費	1.1	4.2	5.3
財源			
一般	1.1	4.2	5.3
国県補助	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0